



群馬の国保

2020
秋の号
No.31/10月号

くさつまち
[保険者紹介] 草津町 「歩み入る者にやすらぎを 去りゆく人にしあわせを」



モチベーション

東京都荒川都税事務所長 藤井 朗



3回目の今回は「モチベーション」について述べさせていただきます。1回目のテーマは「マネジメント」、2回目は「人財（材）育成」と進めてきました。今回は、仕事をする上での「モチベーション」についてお話ししたいと思います。仕事をする上で、心を揺さぶられるものがあるから行動するといったことがあります。い

1. 3つのモチベーション

『協力のリーダーシップ』（ダイヤモンド社、2009.7月）という本では、心理学における「外発的動機」と「内発的動機」が述べられています。「外発的動機」とは行動の要因が評価や賞罰などの外因（発）的な要因によるもので、具体的には昇進や給料の増額などを言います。一方、「内発的動機」は行動要因が内面に湧き起こるもので、遣り甲斐や達成感、満足感などを言います。最近では、この他に「関係的あるいは利他的動機」が述べられており、他人と関わったり他人を助けたいという欲求と説明されています。

これら3つのモチベーションが存在する中で、あなたはどのモチベーションを心の中に持っていますか。外発的動機づけは、確かに一つのモチベーションにはなりますが常に継続されるとは限りません。早い話、ある意味「インセンティブ」がなければ動かないということになります。私たちの仕事はいつも評価されて、昇進や昇給されるときばかりではありません。むしろ評価もされないのが普通です。また、評価するといいながらそれができないこともあります。例えば、昇進させてやるといいながらポストの数が足りなくてそのままということもあります。

一方、内発的動機づけは、自分の中に遣り甲斐のようなものを見つけ出すと他人の評価とは関係なしに突き進んでいきます。これは他の人から与えられるものではあ

2. 私のモチベーションの原点

ここで滞納整理における私のモチベーションをお話しします。次席から担当係長に昇任（平成7年4月）したときに初めて出先事務所で滞納整理をすることになりました。周りの先輩や同僚に教えてもらいバブル崩壊後の数多くの滞納事案を処理したのです。その出先事務所で業務を開始して数カ月経過したある日、昼時間（12:00～13:00）の窓口担当で受付に座っていた時、一人の年老いたご婦人が来所されました。

ゆっくりと手提げ袋から貯金箱を差し出して、「この貯金箱に入っている小銭で固定資産税1期分を支払いたいです。」と述べられ硬貨を取り出して納期内納税をされていきました。当時、私が滞納者に納税催告の電話をすると「自分だけが滞納しているわけではないだろう。もっと滞納金額の大きい滞納者がたくさんいるだろうからその人達から納めてもらったらいだろう。」と

わゆる「動機づけ」（以下「モチベーション」と言う。）と呼ばれるもので、職員一人ひとりそのモチベーションの内容も心持ちも違いますが、それを持っているかないかでは仕事の取組姿勢も違ってきます。ぜひ、自分のモチベーションを探索してもらいたいです。

りません。そのため見つけるのが難しく、誰もが持っているとは限りません。このモチベーションを持っている人たちの共通項は、辛い仕事・嫌な仕事であろうが楽しんで見えることです。ある種の使命感のようなものに突き動かされている感じがします。また、この人たちは上司や周りの職員がその場にしようがまいが関わらず、自らの仕事に集中することができます。

3つ目の関係的あるいは利他的動機づけは、課や係・班のために貢献したいという考えや誰々が頑張っているから助けてあげたいといったごく自然な形で現れます。これは皆さんの自治体の組織の中でよく見られる協力の申し出と考えることができます。この動機づけは仕事をする職場環境等によって発生するもので、どの職場にもあるものではありません。以前、滞納整理研修後にある自治体の職員から隣の職員に仕事の協力を申し出たところ、それを見ていたその職場の課長から「余計なことをするな。指示された自分の仕事だけすればいいのだ。」と言われたとあってメールを送ってきました。まさに関係的あるいは利他的動機づけを図ろうとしたのですが、管理職によりその動機づけがスポイルされてしまいました。しかし、組織人として仕事をしている私たちは誰もが本来この関係的あるいは利他的動機づけを持っていないければ円滑に仕事を進めることが難しいのではないのでしょうか。

言って、「その後自分は払う。」とのことでした。滞納者がバブル崩壊をいいことに開き直って文句をいう状況でした。これは金融機関からの過大融資を受けた滞納者本人も悪いことですが、貸し手責任である金融機関も担保に見合った融資ではなく、中身のない形式的なものだったのです。それゆえ、文句の一つも言いたかったのですがそれはあくまでも自己責任の範疇だと思って聴いていました。

そのような状況で仕事を進めていた私は、わざわざ出先事務所まで来所し、しかも貯金箱の小銭を出して納期内納税する姿に感動すら覚えました。その年老いたご婦人が窓口で納付を済ませ帰る後ろ姿に涙しました。その容姿から推察するにこのご婦人は生活が決して楽ではないだろうがこうして国民の納税の義務を果たしに来所されたのです。このご婦人のためにも納税秩序の維持を図

らねばならないと強く心に刻みました。この件を契機に、電話や来所でどんなに文句を言われようが心が折れることはありませんでした。この年老いたご婦人との出

会いは私の滞納整理を進める上での決定的な出来事になり、その後の私の仕事を進める上でのモチベーションの原点となったのです。

3. 自ら気づくことの必要性

職員一人ひとりのモチベーションはそれぞれ違っているにしてもその根本は変わらないのではないかと考えます。仕事を進める中で達成感や使命感が自身のモチベーションとなったことは何かに変化したことだと思います。私はその変化を含めて、行動を起こすための「思考4段階」を考案し命名しました。

1つ目は、「気づく」ことです。ただ漠然と考えていても先には進みません。進むためには自ら気づいたことでスタートするのです。例えば、滞納整理の仕事で滞納者から怒鳴られてばかりいたとします。間違っていたことは言っていないのになぜ怒鳴られるのだろう、と考えることは誰もが行うことです。ここでよくよく考えてみると連絡もなくいきなり滞納の話をしたことが原因だと分かれば、「そうだ、事前に催告書を出すことにしよう。それも何か一言手書きでメモを入れよう。」と気づくことが大切です。この気づきは上司から指示されたものではないので、創意工夫が出てきます。一般的には指示されたものは「やらされている」と考えるものです。そうではなく、自ら気づいたものは新しいアイデアが湧いてくるのです。これが続くと楽しいことに思えるのです。この催告文書の場合であれば、連絡のない滞納者には催告文書を白色ではなく色のある紙を使ってみようとか、文章も相手のことを

気遣った文言を追加するなど担当者的人性を活用する方法も浮かんできます。

2つ目は、「考える」ことです。これは公務員であれば誰もが行うことでどうすれば良いかいろいろ思案します。出来れば考える項目は一つではなくいくつも案を考えることです。

3つ目は、「行動する」ことです。考えただけで、何も行動を伴わなければ何の成果も生むことはありません。陽明学でいうところの「知行合一（ちこうごういつ）」の精神です。考えたことを行動に移すことが滞納整理においては特に大切ではないでしょうか。

最後の4つ目は、「振り返る」ことです。従前は、3つ目の行動することで終わっていたとしても行動の反省をします。何が良かったのか、何が悪かったのかを振り返ることが多様化した社会では求められます。これを省察するという呼び方もあります。振り返ったら新たな気づきを感じ取れば、また1つ目の「気づき」に繋がるのです。後は、「考える」「行動する」「振り返る」を繰り返すことです。この4つの行為をスパイラルに繰り返すことで思考と行動がこれまでよりも豊かになります。若い職員の人であれば、ぜひ行動を起こすための思考4段階を身に付けてもらいたいものです。

4. 実務研修生との会話

私が個人住民税担当の組織責任者であったとき、特別区や市町村からたくさんの実務研修生を受け入れていました。基本的には、半年間とか1年間、東京都主税局個人都民税対策課で東京都の職員とともに滞納整理の業務を通して研修を行うものです。毎年20人前後の実務研修生を受け入れている中で、ある一人の半年間の実務研修生が決裁のときにこんな話をしてくれました。

「先日、差押処分をしたところ滞納者からお礼をもらいました。この滞納者にはこれまでいくつかの納付方法があることなどを詳しく説明していましたが、最終的には差押処分をすることでこれまでの滞納が処理されました。その処理されたことについて、長年処理出来なかったことが処理出来て良かった、ありがとう。」といったものでした。私はその彼に持ち案件は何件ですかと質問したところ40件だと答えてくれました。

実を言うと、私も滞納整理の実務に携わっていた3年間で1件だけこの彼と同様にお礼を言われたことがありました。ただし、私の場合には、差押処分をした400件の中の1件でした。たった1件の滞納処分でしたが、その後の滞納処分案件を進める上では心に残る案件でした。そのことを思い出して、その彼に「この滞納処分に伴うお礼の1件は価値のある1件だね。ぜひ貴方の滞納整理を行う上でのモチベーションにしてください。」と述べたところ、目が輝いていたことを今でも思い出します。その後、元の自治体に戻り滞納整理を続けその職場では誰もがその彼を手本にしていました。彼のモチベーションは輝き続け、さらに周りの職員にも良い感化を与えました。どうか皆さんも自らのモチベーションを見つけていただくことをお勧めいたします。

藤井 朗氏 プロフィール

昭和54年5月	東京都入庁	平成18年7月	東京都主税局徴収部徴収指導課長
平成 7年4月	足立都税事務所整理第二課（担当係長）	平成20年4月	東京都品川都税事務所副所長兼総務課長（統括課長）
平成 9年4月	東京都主税局徴収部機動整理課（担当係長）	平成22年4月	東京都台東都税事務所長
平成10年4月	東京都財務局主計部予算第二課（課長補佐）	平成24年7月	東京都主税局特別滞納整理担当部長
平成12年8月	東京都大田都税事務所納税課長	平成28年3月	定年退職
平成14年4月	東京都主税局徴収部副参事（整理指導担当）	平成28年4月	東京都江戸川都税事務所長（再任用）
平成16年4月	東京都主税局徴収部個人都民税対策室長	平成30年4月	東京都荒川都税事務所長（再任用）



Withコロナ時代における 介護予防を考える

国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長

荒井 秀典



1. 新型コロナウイルス感染症

2019年11月頃に中国武漢市において最初の感染者が出たとされる新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、瞬く間に日本を含め世界中に広まり、8月31日時点で感染者は全世界で2,500万人以上、死者約85万人、我が国でもPCR陽性者数は6万8,000人超、死者約1,300人となっています。8月に入ってPCR陽性者数は減少傾向にありますが、重症者数や死者は高齢者を中心に少しずつ増えており、感染症対策の継続が重要であるとともに新しい生活様式による日常生活を送ることが必要となっています。単純に計算すると我が国におけるPCR陽性者の中での死亡率は1.9%となりますが、実際にはこの数に含まれていない感染者がいることやPCR陽性者が必ずしも感染者と同じではないことを考えると真の値は異なる可能性があることに注意すべきだと思います。

原因となっている新型コロナウイルスですが、SARSやMERSを起こしたコロナウイルスに属し、SARS-CoV-2と命名されています。SARSやMERSといった致死率の高い感染症に比べれば、致死率は低く、過度に怖がる必要はないと思います。すなわち、50歳未満の方はPCRが陽性になっても無症状や軽症で経過し、亡くなる方はほとんどいないのですが、高齢者、糖尿病・高血圧・心疾患・呼吸器疾患・腎疾患・がんなどの持病を持つ人は、重症化しやすく、死亡率も高いため、注意が必要です。欧米ではCOVID-19で亡くなった方のほとんどが高齢者でしかも施設に入所している方であったことが報告されています。すなわち、介護現場において感染が広まると死亡者が増加する可能性があることを考慮し、感染予防に努めることが大変重要になっています。

2. 感染予防対策

COVID-19の感染経路は、主に接触感染、飛沫感染ですが、一部エアロゾル感染もあり得ると考えられています。エアロゾル感染といっても結核や麻疹などによる空気感染とは異なりますので、極度に恐れないことが必要ですが、換気の重要性が強調されています。感染者の分析から、3密を避ける、手指衛生を行う、マスクを適切に着用することで感染予防が出来ることが分かってきました。その具体的な感染対策については厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kenkou-iryousoudan.html#h2_1）から、他の団体からのものも含め公開されていますが、国立長寿医療研究センターからも特に高齢者に向けたハンドブックが公開されています（<https://www.ncgg.go.jp/hospital/news/20200319.html>）。また、介護保険施設においてクラスターが発生すると入所者の健康が脅かされるだけでなく職員

が自宅待機を余儀なくされることにより介護現場が危機的な状況に曝されることが懸念されています。このような背景から、日本老年医学会と全国老人保健施設協会は合同で『介護老人保健施設における新型コロナウイルス感染症 対応ガイド』を発出しました（https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/coronavirus/pdf/covid_guide.pdf）。さらには、新型コロナウイルス感染症拡大下における在宅ケアを守るための対処方針が日本在宅ケアアライアンスから出されています（<https://www.jhhca.jp/covid19/200622policy/>）。これらの他にも様々な団体が、独自に様々な情報を発信しています。また、COVID-19により介護予防事業としての通いの場がその活動を休止せざるを得ない状況になっているところもあると聞きます。COVID-19により通いの場だけではなく様々な介護予防事業に影響が出ていますが、厚生労働省から感染症の

蔓延を防ぎながら安全に通いの場を開催するためのリーフレットが出されています (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html)。国立長寿医療研究センターでは、それを「通いの場開催の8つの工夫」のポスターとして公開するとともに(図1)、集合型の通いの場に代わるものとしてオンライン通いの場のアプリを作成し、公開しています (<https://www.ncgg.go.jp/cgss/news/20200605.html>)。

図1. 通いの場開催の8つの工夫



3. 高齢者の生活不活発

4月には全国的に緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出の自粛が求められるようになり、経済的活動など様々な分野における活動が制限されるようになりました。5月の末に緊急事態宣言は解除されましたが、7月より再度PCR陽性者数の増加が認められ、8月初めに陽性者数はピークを認めています。9月初めの時点で陽性者数の減少傾向は認められますが、予断を許さない状況です。このような状況下で特に高齢者では外出自粛の影響が出やすくなっていることが分かっています。我々が行ったインターネットを用いた調査によりますと、2020年1月時の1週間あたりの身体活動時間に比べ、4月時のそれは約30%減少していることが分かりました。感染が落ち着いていた6月にフォローアップしたと

きには全体としての活動時間は1月のレベルに戻っていましたが、独居で社会参加がない高齢者では活動時間が十分に戻っていないことが分かりました。すなわち、大多数の高齢者では感染を恐れて活動時間が減少しているようですが、特に独居で社会参加がない高齢者では活動自粛の影響が長引くことが推察されました。今後、特にこのような高齢者がフレイル・サルコペニアにならないよう地域において注意深く見守っていく必要性を感じています。また、日本老年医学会ではこのような問題点を早期に認識し、以下のようなポスターを作成して啓発しています (https://www.jpn-geriat-soc.or.jp/citizen/pdf/coronavirus_01.pdf)。

4. おわりに

COVID-19は人類に対して大きな挑戦状を突きつけています。感染予防という観点だけでなく、健康寿命の延伸という観点から、すべての高齢者が

安心して活動でき、必要な医療・介護資源を活用できるようみんなで見守り合うそんな社会に成熟することを期待しています。

荒井 秀典氏 プロフィール

《現職》 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター理事長

《略歴》 昭和59年 京都大学医学部卒業
 平成3年 京都大学大学院博士課程修了、医学博士
 平成15年 京都大学大学院医学研究科加齢医学講師
 平成21年4月 同人間健康科学系専攻教授

平成27年1月 国立長寿医療研究センター副院長
 平成27年4月 老年学・社会科学研究センター長兼務
 平成30年4月 国立長寿医療研究センター病院長
 平成31年4月 同理事長

日本サルコペニア・フレイル学会代表理事、日本老年医学会副理事長、日本老年学会理事長、日本老年薬学会理事
 専門: 老年医学、フレイル、サルコペニア

群馬県国民健康保険団体連合会 通常総会開催

令和元年度事業報告及び決算等、原案どおり可決・承認

令和2年7月30日、前橋市の群馬県市町村会館において、通常総会を開催した。

はじめに、本会熊川栄理事長（孀恋村長）が挨拶し、「本会では、国からの要請を受け、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として医療従事者への慰労金等の支給に関する申請受付を開始したところである。今後は、保険者が取り組む保健事業についても積極的に支援・推進し、引き続き医療費の適正化に貢献してまいりたい」と述べた。

総会には、会員38名中34名（内委任状29名）が出席し、令和元年度決算関係を中心に、報告事項3件、議決事項15件が審議され、すべて原案どおり可決・承認された。



本会 熊川 栄 理事長

公 告

1 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会事業報告

令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会事業計画に基づき、審査の充実・強化、保険者支援事業の拡充及び運営コストの削減の3項目を重点施策として次の事業を実施しました。

審査支払事業については、コンピュータチェックの更なる拡充により縦覧・横覧・突合審査の充実・強化を図るとともに、審査委員会との連携強化やコンピュータチェックルールの公開、審査基準の統一化を進め、診療報酬等の審査支払を適正かつ確実に実施しました。

一般事業については、研修会等の開催による国保事業に関する情報提供の充実、保険者との連携強化、各種チラシの共同購入及びパンフレット等の作成配布による国保制度の広報宣伝を実施しました。また、保健事業としては、特定健診・特定保健指導実施率向上のための支援事業として、特定健診未受診者への受診勧奨通知の作成及び特定保健指導対象者への電話による利用勧奨を実施しました。

共同事業については、新たに特別調整交付金（結核・精神）申請補助業務を開始し、保険者における作業の効率化や経費削減を図る目的で、特別調整交付金（結核・精神）の対象になりうるレセプトデータの抽出及び提供、県への提出書類等の作成補助を行いました。

介護保険事業については、介護給付費及び総合事業費の審査支払の確実な実施、介護サービス苦情処理業務の適切な遂行に努めるとともに、共同事業として、介護保険者事務共同処理業務、介護給付適正化事業共同支援業務及び保険料の特別徴収等経由事務を実施しました。また、適正化に向けたシステムを有効活用してもらえるよう操作説明会を開催しました。

障害者総合支援事業については、障害介護給付費等の審査支払を確実に実施するとともに、障害者総合支援法等市町村事務共同処理業務を実施しました。

最後に、本会では徹底した運営コストの見直しを進めて参りましたが、国保被保険者数の減少などによる財政状況の改善や、今後予定されている次期国保総合システム等の大規模な機器更改に備え、必要となる減価償却引当資産への積立金を確保することを目的に、令和2年度から負担金と審査支払手数料等の引き上げによるご負担をいただいていることから、引き続き運営コストの削減に努めるとともに、効率的かつ効果的な保険者サービスを提供して参ります。

2 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会会計別決算一覧

(単位 円)

区 分	歳入決算高	歳出決算高	差引残額
一般会計	236,777,521	226,275,762	10,501,759
診療報酬審査支払特別会計〔業務勘定〕	1,025,361,421	980,691,737	44,669,684
診療報酬審査支払特別会計〔国民健康保険診療報酬支払勘定〕	141,548,909,316	141,113,216,790	435,692,526
診療報酬審査支払特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕	2,021,351,982	2,012,832,608	8,519,374
診療報酬審査支払特別会計〔出産育児一時金等に関する支払勘定〕	639,361,013	639,341,881	19,132
診療報酬審査支払特別会計〔第三者行為損害賠償求償事務共同処理勘定〕	512,158,783	512,132,462	26,321
診療報酬審査支払特別会計〔抗体検査等費用に関する支払勘定〕	176,812,562	176,812,529	33
後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔業務勘定〕	846,618,511	833,677,422	12,941,089
後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔後期高齢者医療診療報酬支払勘定〕	235,399,100,314	235,398,729,009	371,305
後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕	328,212,361	328,210,895	1,466
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計〔業務勘定〕	143,176,312	128,330,666	14,845,646
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計〔特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定〕	1,057,185,614	1,057,172,646	12,968
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計〔後期高齢者健康診査等費用支払勘定〕	847,142,296	847,142,296	0
介護保険事業関係業務特別会計〔業務勘定〕	265,359,322	247,862,293	17,497,029
介護保険事業関係業務特別会計〔介護給付費等支払勘定〕	176,558,496,592	176,556,368,722	2,127,870
介護保険事業関係業務特別会計〔公費負担医療等に関する報酬等支払勘定〕	2,308,309,901	2,308,296,173	13,728
障害者総合支援法関係業務等特別会計〔業務勘定〕	55,972,548	54,101,817	1,870,731

障害者総合支援法関係業務等特別会計〔障害介護給付費支払勘定〕	32,340,146,984	32,340,001,381	145,603
障害者総合支援法関係業務等特別会計〔障害児給付費支払勘定〕	7,009,729,147	7,009,710,671	18,476
福祉医療費審査支払特別会計〔業務勘定〕	357,579,924	340,738,080	16,841,844
福祉医療費審査支払特別会計〔福祉医療費支払勘定〕	16,213,978,733	16,213,824,538	154,195
職員退職給与金特別会計	96,623,034	96,623,034	0
職員厚生資金貸付特別会計	1,527,777	1,527,777	0

3 群馬県国民健康保険団体連合会理事の就任について

(1) 理事

役名	氏名	役職名	就任年月日	推せん区分
理事	真塩 卓	榛東村長	令和2年4月17日	群馬県町村会

※理事欠員のため

(2) 任期 令和4年3月31日まで

4 理事長専決処分について

- (1) 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計〔公費負担医療等に関する報酬等支払勘定〕補正予算(第1号)について
- (2) 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計〔特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定〕補正予算(第1号)について
- (3) 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計〔業務勘定〕補正予算(第5号)について
- (4) 令和2年度群馬県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕補正予算(第1号)について
- (5) 令和2年度群馬県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕補正予算(第1号)について

5 群馬県国民健康保険団体連合会規程等の整理について

6 群馬県国民健康保険団体連合会規約等の一斉点検に伴う規約の整理について

7 令和2年度群馬県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕補正予算(第2号)について

8 令和2年度群馬県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計〔公費負担医療に関する診療報酬支払勘定〕補正予算(第2号)について

9 令和2年度群馬県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計〔公費負担医療等に関する報酬等支払勘定〕補正予算(第1号)について

10 令和元年度群馬県国民健康保険団体連合会財産の認定について

令和2年8月26日

群馬県国民健康保険団体連合会
理事長 熊川 栄

令和2年6月から8月にかけて本会にて開催した研修会について報告します。

各研修会については、新型コロナウイルス感染症が終息していないため、消毒・マスクの徹底、定期的な換気、出席者数の制限等、十分な感染予防対策を講じた上で実施することとしています。

第三者行為損害賠償求償事務担当者研修会 自賠責保険(共済)の実務について講演

令和2年6月30日、群馬県庁において「第三者行為損害賠償求償事務担当者研修会」を開催しました。

この研修会は、専門性や労力を必要とする第三者行為の求償事務について今後の事務に役立てていただくことを目的として市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合の担当者を対象として毎年県と共催にて開催しているものです。

研修会の前半では、本会担当職員が事例等も交えながら直接求償事務や介護保険求償事務などの第三者求償に係る事務全般を説明し、後半では前橋自賠責損害調査事務所の斎藤昌之氏が自賠責保険(共済)の実務について講演を行いました。

第三者行為は、医療費や介護給付費の適正化に非常に効果が高く、市町村国保の保険者努力支援制度、国保組合の保険者インセンティブ制度の評価指標でもあることから出席者は熱心に耳を傾けていました。



▲斎藤昌之氏(前橋自賠責損害調査事務所)

国保データベース(KDB)システム実機研修会 初任者編と活用編に分けて操作説明会を実施

令和2年6月から8月にかけて、市町村会館において「国保データベース(KDB)システム実機研修会」を開催しました。

この研修会は、参加者に実際にKDBシステムを操作してもらう実務的な内容を主として、県との共催により市町村、国保組合、後期高齢者医療広域連合の担当者を対象に今年度から新たな取組として実施したものです。

6月29日から7月3日までの初任者編では、基本操作や画面仕様などの説明を行い、8月3日から7日までの活用編ではデータヘルス計画中間評価への活用方法や、介入支援管理機能の活用として疾病の重症化予防、介護予防及び服薬管理について、参加予定者の絞込みから事業評価までの説明を行いました。

KDBシステムは、地域の現状把握や健康課題を明確化するとともに、データヘルスを推進していくために重要な役割を持つものであることから出席者は真剣にシステムを操作していました。(16ページの「保健事業推進室へようこそ!」では研修内容の詳細等について掲載しています。)



レセプト等点検事務研修会 療養費を中心に点検のポイント等を説明

令和2年7月29日、市町村会館において「レセプト等点検事務研修会」を開催しました。

この研修会は、医療費適正化へ繋がられるよう、毎年開催しており、今年度は療養費を中心に申請書の確認方法等を説明しました。

はじめに、県国保援護課担当職員が令和2年度におけるレセプト点検調査に係る指導監督（技術的助言）の実施内容や令和元年度から開始された県が行う給付点検の内容について説明し、続いて、本会担当職員が訪問看護療養費、あはき療養費、海外療養費等の点検事務の流れやポイント等について説明を行いました。



特定健診受診率向上支援事業に係る研修会 コロナ禍における特定健診及び受診勧奨の実施について意見交換

令和2年8月31日、市町村会館において「特定健診受診率向上支援事業に係る研修会」を開催しました。

この研修会は、昨年度から開始した「特定健診受診率向上支援事業」の委託業者が講師となり、事業の概要、昨年度の実績報告、全国の事例等についてグループワークを交えながら紹介するもので、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、三密を避けるために説明会場を2会場に分け、東京都の講師2名とオンラインで繋いで実施しました。

昨年度の実績報告では、特定健診受診率向上支援事業を実施した保険者の特定健診の受診者数や受診率がどのように推移したかについて紹介がありました。また、後半ではグループディスカッションとしてコロナ禍における特定健診及び受診勧奨の実施方法について各保険者の取組状況の説明や意見交換等を行いました。

「特定健診受診率向上支援事業」は、人工知能（AI）を活用してより効果的な受診勧奨を実施することで受診率向上につなげる事業で、令和2年度においては6保険者から委託を受けている状況です。コロナ禍において例年どおりの健診等の実施が難しいと考えられる状況ではありますが、来年度以降、委託を検討される保険者につきましては総合企画課保健事業推進室までお問合せください。



国保研究協議会専門委員会では提出議題を随時受け付けております

群馬県国民健康保険研究協議会の専門委員会では提出議題を随時受け付けております。各市町村において、他市町村の事務処理方法等の確認をしたい場合や、抱えている課題等について他市町村の意見を聞きたいなどの要望がありましたら、事務局である国保連合会総合企画課までご相談ください。

◎国保研究協議会専門委員会

- 財政・税(料)委員会
- 広報活動推進委員会
- 給付委員会
- 保健事業推進委員会

※原則として、提出議題は市町村において委員となっている専門委員会に提出することになります。
委員となっていない専門委員会に提出が必要な場合は、国保連合会総合企画課にご相談ください。

介護給付費審査支払業務における 受給者台帳について

介護保険係では、受給者台帳を用いて介護給付費審査支払業務を行っております。



1 受給者台帳の管理について

毎月保険者から受給者異動連絡票情報及び受給者訂正連絡票情報（以下「受給者連絡票情報等」という。）を送信いただくことにより、受給者台帳を管理しております。前月から受給者情報に変更がある被保険者や過去に誤って登録した受給者台帳に対して修正等がある場合に送信していただきます。

2 お願い

- (1) 受給者連絡票情報等は、送信時期が定められているため時期内に送信してください。
詳細は、毎月20日頃に介護情報ネットワークシステムの掲示板に掲載している「送信データ一覧表」をご確認ください。
時期内に間に合わない場合は、介護保険係までご連絡ください。
- (2) 受給者連絡票情報等は、送信時期内であれば差替えが可能です。差替えが必要になった場合は、介護保険係に連絡後、再送信してください。
- (3) 保険者から送信いただいた受給者連絡票情報等を基に受給者台帳を管理するため、当該情報の内容に誤りがないようお願いします。
- (4) 受給者訂正連絡票情報について、紙媒体で受け付けることも可能ですが、伝送による提出にご協力ください。

送信データ一覧表【保険者一国保連合会】

令和2年9月審査・処理分

	データ名称	識別番号	送信時期	備考
台 帳 関 係	保険者異動連絡票情報	541	9/1～9/4	該当がない場合は送付不要です。
	受給者異動連絡票情報	531	9/1～9/4	期限に間に合わない場合は事前にご連絡ください。
	共同処理用保険者異動連絡票情報	5A1	9/1～9/4	該当がない場合は送付不要です。
	共同処理用受給者異動連絡票情報	5C1	9/1～9/4	該当がない場合は事前にご連絡ください。
	個人番号異動連絡票情報	5J1	-	今年度は利用いたしませんので送付不要です。
	受給者訂正連絡票情報（紙、伝送）	532	9/1～9/10	送信時期以外に提出する場合はご連絡ください。
	個人番号訂正連絡票情報	5J2	-	今年度は利用いたしませんので送付不要です。

送信時期を必ず
確認してください

国保データベース（KDB）システム 実機研修会を開催しました

保健事業推進室では、国保データベース（KDB）システム実機研修会を初任者編と活用編の2回に分けて開催しました。

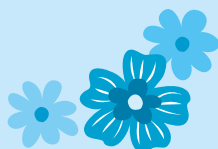
研修参加者に実際に操作していただく研修としては初めての取組でしたが、のべ163人にご参加いただき、KDBシステムへの関心の高さが伺えました。

保健事業推進室としては、来年度以降も初任者編と活用編の実機研修会と、希望保険者への訪問支援を通じて、保険者の取り組む保健事業がKDBシステムの活用でより効率的かつ効果的に展開されるよう、KDBシステムの機能を十分に活かしていただくための研修機会を提供していく予定です。

研 修 内 容

初任者編（出席者74名） （6月29日～7月3日）

- ・ KDBシステムの概要について
- ・ 基本操作・画面仕様について
- ・ 介入支援管理機能について
- ・ その他項目（マニュアル等）について



活用編（出席者89名） （8月3日～7日）

- ・ データヘルス計画中間評価について
（KDBシステムデータ等の活用について）
- ・ 介入支援管理機能の活用について
 - ◆ 疾病の重症化予防について
 - ◆ 介護予防について
 - ◆ 服薬管理について
- ・ 群馬県糖尿病性腎臓病重症化予防プログラム対象者について

参加者アンケートから

初任者編

★受講前は、KDBシステムの使用方法についてほとんど理解していないゼロの状態でしたが、基本的な操作方法や介入支援管理機能を学んで、こういった事業で使用できるかイメージすることができました。

★1人1台のパソコンで操作しながらだったので、これまで全く操作したことのなかった部分についても分かりやすかったです。職場でも色々試してみたいと思います。

活用編

★実機操作は適切に声かけ等のサポートをしていただき、円滑に実施することができました。

★KDBにたくさんの情報があることは知っていましたが、活用の仕方が今まで分かりませんでした。今回の研修ではExcelの使い方から説明していただいたので、抽出方法などが分かりました。KDBとExcelを活用して、上手に情報を活用したいと思います。



KDBを活用されている皆さんのための実務的な研修となるよう取り上げる機能や資料の構成等、より充実させていきたいと考えていますので、ご意見等ございましたらお気軽に**保健事業推進室（TEL 027-290-1325）**までお寄せください♪

10月・11月・12月の主な行事予定

月	日	行 事
10	14日	国保税収納率向上対策研修会
	20日・21日	「特別調整交付金(結核・精神)申請補助業務」の本業務に係る説明会
	23日	ポスターコンクール審査会
	27日	市町村国保・国保組合主管課長会議
	30日	市町村介護保険主管課長会議
11	2日	群馬県在宅保健師「さちの会」第1回研修会
	26日	第2回保健事業支援・評価委員会及びフォローアップ会
	30日	理事会
	上旬	高額医療・高額介護合算処理説明会
12	上旬	国保連合会予算関係説明会
	上旬	市町村障害者総合支援担当者説明会
	上旬	市町村介護保険担当係長説明会

※新型コロナウイルス感染症の影響等により変更になる場合があります。

次号発行のお知らせ

「群馬の国保」

No.32

2021.冬の号

(1月号)

1月1日
発行予定

編・集・後・記

2年前の編集後記で、眼鏡と同じようにいずれはマスクも顔の一部になるのではと冗談半分で書いたのですが、まさしく今はマスクが顔の一部。コーディネートに合わせたマスクを選ぶことがおしゃれとされ、ファッション誌にもマスクが取り上げられる時代になりました。ここ最近に知り合った人は、マスクをしていないと誰だか分からない状態。マスクをしたままでは、スマホの顔認証機能が反応しないため、登録し直そうか悩んでいるところですよ。

新しい生活様式が定着し、直接、人と接する機会が少なくなりました。人と接することがあったとしてもソーシャルディスタンスを保つことが求められ、マスクを着用していることも相まって、相手の表情やしぐさからその人の様子を感じ取ることが難しくなりました。人と接する機会が少ないので対人関係に悩むことが少なくなりましたが、その分、人間関係も希薄になりつつあるのではと懸念しています。

三密を避けることが必須とされ、「密」という言葉が敬遠される昨今ですが、緊密な連携、密接した繋がりなど人と人との精神的な「密」な繋がりは失わないようにしていきたいと感じる今日この頃です。(T)



群馬の国保

No.31 2020.秋の号(10月号)

令和2年10月1日発行

発行所 群馬県国民健康保険団体連合会
群馬県前橋市元総社町335番地の8
TEL (027) 290-1363 (代表)

編集兼発行人 千木良学

印刷所 ジャーナル印刷株式会社